



《会計・税務の知識》 速報！令和3年度税制改正大綱

令和2年12月10日、自由民主党及び公明党による令和3年度税制改正大綱が公表されました！
コロナ禍の影響で公表が遅れることも懸念されましたが、例年よりもやや早いくらいでした。

「1. ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生」「2. デジタル社会の実現」「3. グリーン社会の実現」「4. 中小企業の支援、地方創生」「5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」「6. 経済のデジタル化への国際課税上の対応」「7. 円滑・適正な納税のための環境整備」の7本を柱に、新制度の創設もいくつか見られます。

法人税では、企業のDXを促進する措置、株式対価M&Aを促進する措置、中小企業の経営資源集約化に資する税制の創設のほか、研究開発税制のさらなる見直しがされています。

所得税では、退職所得課税の適正化の措置が役員等以外についてもなされることになりました。また、ファンドマネージャーが受け取る組合利益に対する課税の明確化も、国際金融都市に向けた措置の一環として盛り込まれます。住宅ローン控除についても、所得制限を付けた上で面積要件が緩和されています。

資産税では、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与にかかる非課税措置について見直しの上2年延長するとされました。また、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続について見直しがされています。

その他、納税環境のデジタル化の観点では、税務関係書類について実印等一部を除き押印義務を廃止することです。また、電子帳簿保存制度についても手続きや要件を大幅に緩和するとされています。

以下では、速報版として主要な改正にかかる要約をご紹介します（全12ページ）
詳細はこちらでご確認頂けます。（<https://www.jimin.jp/news/policy/200955.html>）

〔個人所得課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	住宅ローン控除	住宅ローン控除について、次の措置を講ずる。 (1) 住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例を適用できることとする。 (注)「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。 居住用家屋の新築 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間 中古住宅の取得、増改築等 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間 (2) 上記(1)の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用できることとする。ただし、当該特例は、そ	令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住を開始した場合に適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>の者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。</p> <p>(3) 要耐震改修住宅の取得をして耐震改修をした場合の特例、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。</p>	
所得税 住民税	電磁的方法による情報提供	<p>以下制度について、電磁的方法による情報提供制度を充実させる。</p> <p>(1) 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度における金融機関の営業所等に対する書類提出</p> <p>(2) 公社債等の利子等の支払をする者等に対する書類提出</p> <p>(3) 勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄非課税制度における提出を受けるべき者に対する書類提出</p> <p>(4) 特定寄付信託の利子所得の非課税措置における受託者に対する書類の提出</p>	
所得税 住民税	同族会社発行社債の利子及び償還金	<p>同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人(法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等をいう)及びその親族等が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。また、当該個人及びその親族等が支払を受けるその同族会社が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とする。</p>	令和3年4月1日以後から適用
所得税 住民税	特定口座(源泉徴収選択)における投資一任契約に係る費用	<p>源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡等による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払う投資一任契約に係る費用を必要経費に算入できることとする。</p>	令和4年分以後の所得税から適用
所得税 住民税	NISA設定 手続	<p>平成29年分の特例管理勘定が設定されている非課税口座を令和3年4月1日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知していないものについて、令和3年分以後の特例管理勘定又は累積投資勘定を設定するための手続を設ける。</p>	
所得税 住民税	特定管理株式等の課税特例適用範囲	<p>特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象から、特定保有株式を除外する。</p>	
所得税 住民税	セルフメディケーション税制	<p>セルフメディケーション税制について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。</p> <p>(1) 本特例の対象となる医薬品の範囲を見直す。 対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。 スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの(3薬効程度)を対象に加える。</p> <p>(2) 取組関係書類について、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示を不要とする。 (注)確定申告書に添付する医薬品購入費の明細書には、一定の取組に関する事項を記載する。</p>	<p>(1) 令和4年分以後</p> <p>(2) 令和3年分以後</p> <p>住民税は令和5年度分以後</p>

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	確定拠出年金 掛金の所得控 除	確定拠出年金制度について次の見直し等が行われた後も、現 行の税制上の措置（小規模企業共済等掛金控除）を適用する。 （１）確定給付企業年金制度の加入者の企業型確定拠出年 金の拠出限度額（現行：月額2.75万円）を、月額5.5 万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除 した額とする。 （２）確定給付企業年金制度の加入者の個人型確定拠出年 金の拠出限度額（現行：月額1.2万円）を、月額5.5 万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企 業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（月額2万円 を上限）とする。	確定拠出年金法施 行令の改正以後
所得税 住民税	退職所得課税	退職所得課税の適正化のため、次の措置を講ずる。 （１）勤続年数が5年以下である者が支払を受けるもので あって、特定役員退職手当等に該当しないものに係る 退職所得の金額の計算につき、収入金額から退職所得 控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分に ついては、2分の1とする措置を適用しない。 （２）上記（１）の見直しに伴い、退職所得の金額の計算方 法、源泉徴収税額の計算方法及び源泉徴収票の記載事 項等について所要の措置を講ずる。	令和4年分以後
所得税	確定申告等	所得税の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、控 除しきれなかった外国税額控除、源泉徴収税額又は予納税額 があるときは、確定申告書の提出を要しないこととする。	令和4年1月1日 以後に確定申告書 の提出期限が到来 する所得税につい て適用
所得税 住民税	所得税を課さ ず、国税の滞 納処分による 差し押さえを 禁止する制度 について	関連法令の改正を前提に、以下制度について、引き続き国 税の滞納処分による差し押さえを禁止し、所得税を課さない 措置を講ずる。 （１）健康保険法の傷病手当金等及び出産育児一時金等（健 康保険法等の改正を前提） （２）特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等（特定B型肝炎 ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 の改正を前提） （３）雇用保険法の育児休業給付等（雇用保険法等の改正を 前提） （４）児童扶養手当法の児童扶養手当（年金制度の機能強化 のための国民年金法等の一部を改正する法律による 改正を前提） （５）国民年金法の障害基礎年金等（所要の法令改正を前 提）	カッコ書き記載の 関連法令の改正以 後
住民税	個人住民税均 等割及び所得 割の非課税限 度額の算定の 基礎となる扶 養親族の対象 範囲	扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、 個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎と なる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であ って次のいずれにも該当しない者を除外する。 （１）留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 （２）障害者 （３）その納税義務者から前年において生活費又は教育費 に充てるための支払を38万円以上受けている者	令和6年度分以後 の個人住民税につ いて適用
住民税	申告手続	個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金 額について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則とし て、確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、確定 申告書に附記事項を追加する。	令和3年分以後

〔法人課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 所得税	デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設	<p>青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の事業適応計画（仮称）に従って実施される事業適応（仮称）の用に供するためにソフトウェアの新設若しくは増設又はソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限る）の支出をした場合には、次の措置を講ずる。</p> <p>（１）事業適応設備の取得価額の 30%の特別償却または 3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には 5%）の税額控除との選択適用ができる。</p> <p>（２）上記の繰延資産の額の 30%の特別償却または 3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には 5%）の税額控除との選択適用ができる。</p> <p>ただし、税額控除における控除税額は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の 20%を上限とする。</p> <p>（注 1）「事業適応設備」とは、事業適応の用に供するために新設又は増設をするソフトウェア並びにソフトウェアとともに事業適応の用に供する機械装置及び器具備品をいい、開発研究用資産を除く。</p> <p>（注 2）「グループ」とは、会社法上の親子会社関係にある会社によって構成されるグループをいう。</p> <p>（注 3）本制度の対象となる対象資産の取得価額及び対象繰延資産の合計金額は 300 億円を限度とする。</p>	産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間
法人税 所得税	研究開発税制の控除率等の見直し	<p>（１）試験研究費の総額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。</p> <p>税額控除率を次のとおり見直す。</p> <p>イ 増減試験研究費割合が 9.4%超 $10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ （14%を上限）</p> <p>ロ 増減試験研究費割合が 9.4%以下 $10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ （2%を下限）</p> <p>基準年度と比べ売上が 2%以上減少し、かつ、試験研究費の額が基準年度を超える事業年度（研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限の特例の適用を受ける事業年度を除く）の控除税額の上限に当期の法人税額の 5%を上乗せする。</p> <p>（注）「基準年度」とは、令和 2 年 2 月 1 日前に最後に終了した事業年度をいう。</p> <p>試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 2 年延長する。</p> <p>（２）中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う。</p> <p>基準年度と比べ売上が 2%以上減少し、かつ、試験研究費の額が基準年度を超える事業年度の控除税額の上限に当期の法人税額の 5%を上乗せする。</p> <p>増減試験研究費割合が 9.4%を超える場合に次のとおりとする。</p> <p>イ 税額控除率（12%）に、増減試験研究費割合から 9.4%を控除した割合に 0.35 を乗じて計算した</p>	令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>割合を加算する。</p> <p>□ 控除税額の上限に当期の法人税額の10%を上乗せする。</p> <p>試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合(上記の適用がある場合を除く)における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を2年延長する。</p> <p>(注) 税額控除率は、17%を上限とする(現行と同じ)。</p> <p>(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。</p> <p>対象に、国立研究開発法人の外部化法人との共同研究及び委託研究を加え、その税額控除率を25%とする。</p> <p>(注) 関係法令の改正を前提に、国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人との共同研究及び委託研究についても同様とする。</p> <p>特別研究機関等の範囲に人文系の研究機関を加える。</p> <p>事務手続きの簡素化等の運用改善及び適正化を行う。</p>	
法人税 所得税 地方税	研究開発税制の対象となる範囲の見直し	<p>対象となる試験研究費について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産の取得価額に含まれるものを加える。</p> <p>(2) リバースエンジニアリングを除外する。</p> <p>(3) 試験研究費の範囲について明確化する。</p>	
法人税 所得税 地方税	給与等の引上げ及び設備投資等を行った場合の税額控除制度の見直し	<p>給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度について、以下の見直しを行う。</p> <p>(1) 新規雇用者給与等支給額が前年比で2%以上増加(注1)するときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%(注2)の税額控除ができる制度とし、「国内設備投資額が償却費総額の95%以上であること」の要件は廃止する。</p> <p>(2) 税額控除の5%上乗せ要件について、「教育訓練費の額が前年比で20%以上増加すること」(注3)とする。</p> <p>(注1) 現行：継続雇用者給与等支給額が前年比で3%以上増加</p> <p>(注2) 現行：雇用者給与等支給額の前年比増加額の15%</p> <p>(注3) 現行：教育訓練費が過去2年平均比で20%以上増加すること</p>	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用
法人税 所得税 地方税	中小企業における所得拡大促進税制の見直し	<p>中小企業における所得拡大促進税制について、以下の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(1) 適用要件のうち、「継続雇用者給与等支給額が前年比で1.5%以上増加すること」との要件を、「雇用者給与等支給額が前年比で1.5%以上増加すること」との要件に見直す。</p> <p>(2) 税額控除の10%上乗せ要件のうち、「継続雇用者給与等支給額が前年比で2.5%以上増加すること」との要件を、「雇用者給与等支給額が前年比で2.5%以上増加すること」との要件に見直す。</p>	令和5年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長
法人税 地方税	繰越欠損金の控除上限の特例の創設	<p>特例対象欠損金額(注1)がある法人が、産業競争力強化法の事業適応計画(仮称)の認定を受け、当該計画に従って投資を行う場合、その特例対象欠損金額については、最大で</p>	令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>5年間、欠損金の繰越控除前の所得の金額（その所得の金額の50%を超える部分については累積投資残額（注2）に達するまでの金額）の範囲内で損金算入できることとする。</p> <p>（注1）上記の「特例対象欠損金額」とは、原則として令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金額をいう。</p> <p>（注2）上記の「累積投資残額」とは、事業適応計画に従って行った投資の額から既に本特例により欠損金繰越控除前の所得の50%を超えて損金算入した欠損金額を控除した金額をいう。</p>	<p>含む事業年度において生じた青色欠損金額</p>
法人税 所得税 地方税	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設	<p>青色申告書を提出する法人で中長期環境適応計画（仮称）の認定を受けたものが、中長期環境適応生産性向上設備（仮称）又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の合計額500億円を限度とし、その取得価額の50%の特別償却とその取得価額の5%（温室効果ガスの削減に著しく資するものにあつては、10%）の税額控除（デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%を上限）との選択適用ができる。</p> <p>当税制に係る特別償却については、住民税及び事業税においても適用し、中小企業者等については当税制に係る税額控除後の法人税額を基礎として住民税を計算できる。</p>	<p>産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの期間</p>
法人税 所得税 地方税	中小企業向け投資促進税制等	<p>（1）中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。</p> <p>（2）中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。 対象となる指定事業に次の事業を加える。 イ 不動産業 ロ 物品賃貸業 ハ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。） 対象となる法人に商店街振興組合を加える。 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外する。</p> <p>（3）特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止する。</p> <p>（4）中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象に計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称））が記載されたものに限る。）を実施するために必要不可欠な設備を加えた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>（5）地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）について、一定の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。</p>	<p>（1）令和5年3月31日までの間に開始する事業年度 （2）（4）（5）令和5年3月31日までに取得し事業の用に供した資産 （3）令和3年3月31日をもって廃止</p>

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 所得税	株式対価M & A を促進するための 措置の創設	<p>法人が、株式交付（会社法改正により新設された組織再編行為）により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社（買収会社）の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益計上を繰り延べることとする。</p> <p>（注1）対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限る。株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合、繰り延べの対象となる譲渡損益は、株式交付親会社の株式に対応する部分となる。</p> <p>（注2）株式交付親会社の確定申告書に、株式交付計画書等の一定の書類を添付することとする。</p> <p>（注3）外国法人の場合、恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分にのみ、本措置が適用される。</p>	
法人税	国際金融都市に 向けた税制上の 措置	<p>投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与について、その算定方式や算定の根拠となる業績等を金融庁ホームページ等に公表すること等を要件として、損金算入を可能とする。</p>	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度
法人税 所得税	特定事業継続力 強化設備等の特 別償却制度	<p>特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、次の措置を講ずる。</p> <p>（1）対象法人を中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月16日）から令和5年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業者等とし、対象資産をその認定を受けた日から1年以内に、取得等をして、事業の用に供する資産とする。</p> <p>（2）対象資産に次の資産を加える。 架台（対象資産をかさ上げするために取得等をするものに限る。）及び無停電電源装置 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ 資本的支出により取得等をする資産</p> <p>（3）対象資産から次の資産を除外する。 火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッター 資産の取得等に充てるための補助金等の交付を受けて取得等をするもの</p> <p>（4）令和5年4月1日以後に取得等をする資産の特別償却率を18%（現行：20%）に引き下げる。</p>	
法人税	中小企業の経営 資源の集約化に 資する税制の創 設	<p>経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得をし、その取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除く。）において、株式の取得後に簿外債務、偶発債務等が顕在化するリスクに備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、損金算入できることとする。</p> <p>この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。</p>	

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税	寄附金の損金不算入制度についての見直し	特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外する。	
法人税	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の廃止	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、令和3年3月31日をもって廃止する。	令和3年3月31日まで
法人税 所得税	大企業における税額控除等の見直し	大企業における研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。 (1)本措置の対象に、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除及びデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除を加える。 (2)継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えることとの要件を判定する場合に雇用調整助成金及びこれに類するものを控除しないこととする。	
法人税 所得税	再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度の廃止	再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度は、適用期限の到来をもって廃止する。	令和3年3月31日まで
法人税	中小企業者等の貸倒引当金の見直し	中小企業者等の貸倒引当金の特例について、割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業に係る法定繰入率を1,000分の7(現行:1,000分の13)に引き下げる。	
法人税 所得税	特定資産の買換え特例の廃止	特定資産の買換えの場合等の課税の特例について、過疎地域に係る措置等は、適用期限の到来をもって廃止する。	
地方税	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し	(1)電気供給業を行う法人について、以下を基準に法人事業税を課する。 配電事業を行う法人については収入割額 特定卸供給事業を行う法人については資本金の額又は出資金の額 資本金1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額 資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額	令和4年4月1日以後終了する事業年度から適用
法人税	外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の見直し	(1)外国子会社から受ける配当等の額のうち、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分に係る外国源泉税等の損金算入について、配当等の額のうち外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限ることとする。 (2)外国子会社から受ける配当等の額のうち、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けない部分に係る外国源泉税等の外国税額控除について、配当等の額のうち外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされない金額に対応する部分について、適用を認めることとする。 (3)上記(2)により外国税額控除の適用を受ける場合には、対象とされる外国源泉税等の額は損金不算入とする。 (4)特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について、上記と同様の見直しを行う。 (5)その他所要の措置を講ずる。	

〔資産課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限									
相続税 贈与税	国際金融都市に向けた税制上の措置	国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始時又は贈与時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととする。 (注)在留資格とは出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をいう。										
贈与税	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等	<p>(1)直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずる。 令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額を次の通り引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>省エネ等住宅</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費税率10%が適用される住宅用家屋の新築等</td> <td>1,200万円</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>800万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>省エネ等住宅以外はそれぞれ上記非課税限度額から500万円を減じた額とする 受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を現行の50㎡以上から40㎡以上に引き下げる。</p> <p>(2)特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、床面積要件の下限を現行の50㎡以上から40㎡以上に引き下げる。</p> <p>(3)税務署長が納税者から提供された既存住宅用家屋等に係る不動産識別事項等を使用して、入手したその家屋の登記事項により床面積要件を満たすことの確認ができた住宅を、本措置の対象となる既存住宅用家屋等に含めることとする。</p>	省エネ等住宅	現行	改正案	消費税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,200万円	1,500万円	上記以外	800万円	1,000万円	<p>(1)(2)令和3年1月1日以後に取得する住宅取得等資金に係る贈与税に適用</p> <p>(3)令和4年1月1日以後に贈与税の申告書を提出する場合に適用</p>
省エネ等住宅	現行	改正案										
消費税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,200万円	1,500万円										
上記以外	800万円	1,000万円										
贈与税	教育資金、結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	<p>(1)直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用を2年延長する。 信託等があった日から教育資金管理契約終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において、受贈者が23歳未満である等一定の場合に該当するときを除く。)には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日の管理残額を、受贈者がその贈与者から相続等により取得したものとみなす。 上記により、相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、その管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。 (注)管理残額とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額をいう。 教育資金非課税申告書などの一定の申告書について、書面による提出に代えて、電磁的方法により提供することができることとする。</p> <p>(2)直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用を2年延長する。 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、その贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、その管理残額に対応する相続税</p>	<p>令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用</p> <p>令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用</p>									

税目	項目	改正内容	適用期限
		額を、相続税額の2割加算の対象とする。 (注)管理残額は非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額をいう。 受贈者の年齢要件の下限を現行20歳以上から18歳以上に引き下げる。 結婚・子育て資金非課税申告書などの一定の申告書について、書面による提出に代えて、電磁的方法により提供することができることとする。	令和4年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用
固定資産税 都市計画税	土地に係る固定資産税等の負担調整措置	(1)宅地等及び農地の負担調整措置については、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。 (2)その上で、令和3年度限りの措置として、次の措置を講ずる。 宅地等(商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。)及び農地(負担水準が100%未満の土地に限る。)については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準と同額とする。 令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地について、所要の措置を講ずる。 (3)都市計画税の負担調整措置について、固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。	
相続税 贈与税	納税猶予制度の見直し	登録有形文化財登録基準の改正を前提に、適用対象となる特定美術品の範囲に制作後50年を経過していない美術品のうち一定のものを追加する。	
相続税 贈与税	事業承継税制の見直し	<相続税> (1)非上場株式等について、次に掲げる場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても本制度の適用を受けることができる。 被相続人が70歳未満(現行:60歳未満)で死亡した場合後継者が特例承継計画に特例後継者として記載される場合 <相続税・贈与税> (2)個人事業者の事業用資産に係る適用対象資産の範囲に、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた乗用自動車青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの(取得価額500万円以下)を加える。	
登録免許税	軽減措置の期限延長	次の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。 (1)土地の売買による所有権の移転登記等 (2)信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等	令和5年3月31日まで
登録免許税	免税措置の見直し	相続に係る所有権の移転登記に対する免税措置について、表題部所有者の相続人が受ける土地の所有権の保存登記を加えた上で、適用期限を1年延長する。	令和4年3月31日まで
不動産取得税	特例措置の期限延長	次の不動産取得税に係る軽減措置の適用期限を3年延長する。 (1)宅地評価土地の取得に係る課税標準を価額の2分の1とする特例 (2)住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例	令和6年3月31日まで

〔消費課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限																																																			
自動車税	エコカー減税の見直し	<p>エコカー減税に係る免税等の特例措置を、次の見直しを行った上、2年延長する。</p> <p><ガソリン車・LPG車></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>達成割合</th> <th>軽減</th> <th>達成割合</th> <th>軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年燃費基準+90%</td> <td>2回免税</td> <td>2030年燃費基準+120%</td> <td>2回免税</td> </tr> <tr> <td>2020年燃費基準+40%</td> <td>免税</td> <td>2030年燃費基準+90%</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>2020年燃費基準+20%</td> <td>-50%</td> <td>2030年燃費基準+75%</td> <td>-50%</td> </tr> <tr> <td>2020年燃費基準達成</td> <td>-25%</td> <td>2030年燃費基準+60%</td> <td>-25%</td> </tr> </tbody> </table>	現行		改正案		達成割合	軽減	達成割合	軽減	2020年燃費基準+90%	2回免税	2030年燃費基準+120%	2回免税	2020年燃費基準+40%	免税	2030年燃費基準+90%	免税	2020年燃費基準+20%	-50%	2030年燃費基準+75%	-50%	2020年燃費基準達成	-25%	2030年燃費基準+60%	-25%	令和5年4月30日まで																											
現行		改正案																																																				
達成割合	軽減	達成割合	軽減																																																			
2020年燃費基準+90%	2回免税	2030年燃費基準+120%	2回免税																																																			
2020年燃費基準+40%	免税	2030年燃費基準+90%	免税																																																			
2020年燃費基準+20%	-50%	2030年燃費基準+75%	-50%																																																			
2020年燃費基準達成	-25%	2030年燃費基準+60%	-25%																																																			
自動車税	環境性能割の見直し	<p>(1) 環境性能に応じた非課税又は適用税率の区分について、次の見直しを行った上、2年延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">現行 (令和元、2年度)</th> <th colspan="4">改正案 (令和3、4年度)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>登録車</th> <th>軽自動車</th> <th colspan="2"></th> <th>登録車</th> <th>軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車</td> <td colspan="2">非課税</td> <td colspan="2">電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">LPG車 ガソリン車・ハイブリッド車</td> <td>2020年基準+20%</td> <td colspan="2">非課税</td> <td rowspan="3">LPG車 ガソリン車・ハイブリッド車</td> <td>2030年基準85%</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>2020年基準10%</td> <td>1%</td> <td rowspan="2">上記以外又は2020年度基準未達成車</td> <td>2030年基準75%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>2020年基準</td> <td>2%</td> <td>1%</td> <td>2030年基準60%</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外</td> <td>3%</td> <td>2%</td> <td colspan="2">上記以外又は2020年度基準未達成車</td> <td>3%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を9月延長する</p>	現行 (令和元、2年度)				改正案 (令和3、4年度)						登録車	軽自動車			登録車	軽自動車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税		電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税		LPG車 ガソリン車・ハイブリッド車	2020年基準+20%	非課税		LPG車 ガソリン車・ハイブリッド車	2030年基準85%	非課税		2020年基準10%	1%	上記以外又は2020年度基準未達成車	2030年基準75%	1%	2020年基準	2%	1%	2030年基準60%	2%	1%	上記以外		3%	2%	上記以外又は2020年度基準未達成車		3%	2%	(1) 令和5年3月31日まで (2) 令和3年12月31日までに取得したもの
現行 (令和元、2年度)				改正案 (令和3、4年度)																																																		
		登録車	軽自動車			登録車	軽自動車																																															
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税		電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税																																																
LPG車 ガソリン車・ハイブリッド車	2020年基準+20%	非課税		LPG車 ガソリン車・ハイブリッド車	2030年基準85%	非課税																																																
	2020年基準10%	1%	上記以外又は2020年度基準未達成車		2030年基準75%	1%																																																
	2020年基準	2%			1%	2030年基準60%	2%	1%																																														
上記以外		3%	2%	上記以外又は2020年度基準未達成車		3%	2%																																															
消費税	郵便物の輸出証明	関税法第76条第1項に規定する郵便物として資産を輸出し、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた当該郵便物の引受証及び発送伝票の控え等を保存しなければならないこととする。	令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用																																																			
消費税	課税売上割合に準ずる割合の承認申請	消費税の仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることとする。																																																				
消費税	金又は白金の地金の仕入税額控除の保存要件	金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている消費税法上の本人確認書類のうち、在留カードの写し並びに国内に住所を有しない者の旅券の写し及びその他これらに類する書類をその対象から除外する。	令和3年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用																																																			

〔納税環境整備〕

税目	項目	改正内容	適用期限
納税環境整備	税務関係書類における押印義務の見直し	提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類及び地方税関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。 (1)担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類 (2)相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類	令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類及び地方税関係書類について適用
納税環境整備	電子帳簿等保存制度の見直し	(1)国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きについて、事前承認制度を廃止し、一定の要件を満たす場合には電子帳簿として電子データのまま保存することを当面可能とする。また、スキャナ保存制度については、手続・要件を大幅に緩和し、担保措置を講ずる。 (2)地方税においては、地方たばこ税及び軽油引取税に係る書類等の電子的保存を可能とするとともに、地方税関係帳簿書類の電子的保存の要件等について、国税と同様、所要の措置を講ずる。	(1)令和4年1月1日から施行することとし、それぞれ適用 (2)令和4年1月1日から施行することとし、それぞれ適用
納税環境整備 (住民税)	個人住民税の特別徴収税額の通知の電子化	個人住民税の特別徴収税額通知について次の見直しを行う。 (1)eLTAX を経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容を当該特別徴収義務者に提供しなければならないこととする。 (2)eLTAX を経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者であって、個々の納税義務者に当該通知の内容を電磁的方法により提供することができる体制を有する者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容を当該特別徴収義務者に提供し、当該特別徴収義務者を經由して電磁的方法により納税義務者に提供しなければならないこととする。	令和6年度分以後の個人住民税について適用
納税環境整備	その他納税環境整備	(1)地方税共通納税システムの対象税目の拡大 (2)スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の創設 (3)国外からの納付方法の拡充 (4)e-Tax による申請等の方法の拡充 (5)処分通知等の電子交付の拡充 加算税の賦課決定通知書の送付 所得税の予定納税額等の通知(予定納税額の減額承認申請に対する処分に 係る通知を含む。) 国税還付金振込通知書の送付 (6)クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備	(1)令和5年度以後適用 (2)、(3)令和4年1月4日以後適用 (4)令和3年4月1日以後適用 (5) 令和4年1月1日以後、 令和5年1月1日以後、 令和5年6月1日以後、それぞれ適用 (6)令和4年1月1日以後適用

以上